# 令和5年度 第1回 大野市地下水対策審議会の概要

と き 令和5年11月21日(火) 午後3時30分~4時30分 ところ 結とぴあ 201・202号室

- 1. 開会
- ・委員の委嘱
- 会長あいさつ
- ・ 令和 4 年度第 2 回大野市地下水対策審議会の資料 2 の差し替えについて

前回審議会の資料 2 「地下水位低下の誘因に関する検討業務報告書」について、委員からの意見を踏まえて修正した。資料内の「3.4 長期的な地下水位の状況」の記述を削除し、降水量との関係を中心に整理し、「3.4 降水量と地下水位の関係」と記述したため差し替え。質疑応答はなし。

#### 2. 議事

#### (報告事項)

・「令和4年度大野市地下水年度報告書」について

事務局から令和4年度大野市地下水年度報告書により説明を行った。

委員からの意見等は次のとおり (要旨)。

○委員 : 48ページのテトラクロロエチレン汚染状況について、発生から40年近く経っても未だに発生源では環境基準を超えている。このままずっと推移を見守るだけでいるのか。

⇒事務局:基準値を超過する箇所が減ってきている。徐々に発生原因が収まってきているので、引き続き今の方法を継続して対策していきたい。

○委員 : 発生源の付近の人たちは毎日水を飲んでいるわけだから、不安もあるかと思う。 不安の声などはないか。

⇒事務局:不安の声などはこちらに上がってきていない。

○委員 : 基準値を多少超過しているが、人体に影響はないのか。

⇒事務局:飲料水としては、煮沸して飲めば問題ない。

#### (協議事項)

・大野市地下水保全条例の見直しについて

事務局から資料1及び資料2に基づき説明を行った。

委員からの意見等は次のとおり (要旨)

○委員:条例に載せることが適切かどうかわからないが、「地下水に感謝する日」というものを制定してはどうか。昔から大野市民は水の恩恵を受けているが、その恩恵に対する感謝というものが薄れているように感じる。それともう一つ、報告書の中であった地下水保全基金への寄附金は、年々増えているのか減っているのか。

⇒事務局:最初の地下水に感謝する日についてですが、水循環基本法が制定されたことを受け、地下水に対する位置づけが「共有の財産」として、公共的な位置づけがされた。条例としても定義づける自治体が出てきている。そのようなところを参考にしながら、大野市として、ふさわしいものかどうかということを皆さんと考えていけたらと思っている。地下水に感謝する気持ちということも、地下水の定義づけの方向性としてあると思っている。寄附金の状況については、今のところ増減等はなく、百数十万程度のペースで寄附をいただいており、横ばいの状況である。

○委員 :地下水保全条例の見直しについて意見を求められているが、今回の見直しについては、見直し案があるというより、国土交通省が全国の条例を調査した結果から見て、今の大野市の位置づけはこうだという現状を示されている。具体的にこの点に問題があるからこう直したいというような話でなく、これでいいのかという、漠然とした話か。

⇒事務局: 漠然としているという指摘もごもっともかと思うが、昭和52年に制定してから 46年経過した中で時代の変化があり、例えばテトラによる汚染をはじめとした 地下水質への対応について、条例には記載がなかったというところを含め、時代 の変化に合わせた考え方というものを皆さんと一緒に考えていけたらと思ってい る。

○委員 : テトラの汚染に関しては、あの時までクリーニング屋であんな物質が使われているということを知らなかった。ほかの業種でそういう危険な物質を扱っているところの規制や把握はどうなっているのかと思ったことを記憶している。そういった面で我々の知らないそういった物質を扱っている業者の水質の管理や、それを把握したり、また不正に垂れ流されたりとかという縛りをかけることはこの条例にないと思うがどうか。

⇒事務局:そういった規制はない。

○委員 : 未然に防ぐという点からも、何かそこに規制をかける必要はあると思う。それともう一つ気になっているのが、北海道などで第三国の人が水源地となる森などを購入したというような話がある。大野市の場合は大丈夫なのかという不安を持っている。地盤沈下については乾側や東校の基礎が浮いてくるというように、広く見ればあるが、部分的に発生しているため、皆の危機感というところまでは至っていない。それを条例に盛り込むかということは疑問に思うが、地盤沈下は現象としてあるということを毎年確認して、どこかの段階で報告するべきと考える。

○委員 :事務局として、例えば令和6年度中に条例見直しとかそういう構想はあるのか。

⇒事務局:大野市水循環基本計画が令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間としており、中期にさしかかる令和6年、7年までには方向性を示さねばと考えている。地下水の水質について他の自治体の事例の中で事業所に対する規制を設けてはどうかというようなものもあるので、そういったところも次回紹介できればと思っている。

### (依頼事項)

・節水シャワーヘッド等の購入助成制度の周知について

事務局から別添チラシにて説明を行った。 質疑応答はなし

### 3. 今後の予定について

⇒事務局:次回の審議会の開催は、今回のことを整理して来年の2月頃を予定している。

## 4. その他

特になし

### 閉会

・副会長あいさつ